

平成 30 年度 CNAC 「海辺の環境教育プログラム」助成・応募要領

NPO 法人海に学ぶ体験活動協議会(以下、CNAC という)では、海辺における環境教育活動を開催する団体を応援するため、助成を行います。

応募に当たっては、本応募要領及び助成申請書記入要領を参照した上で、申請して下さい。

1. 趣 旨

CNAC の事業である「海辺の自然体験活動」を活性化させること及び「海辺の環境教育プログラム」を開発、普及することを目的として、環境活動を開催する CNAC の正会員団体へ最大 10 万円の助成を行うものです。

2. 助成対象者

新規会員、新規事業及び海辺の環境教育プログラムの開発、普及のための事業を CNAC と共同で実施いただける団体を優先します。

3. 助成事業の概要

(1) 助成事業名

CNAC 海辺の環境教育プログラム助成事業

(2) 事業内容

「海辺の環境教育プログラム」を開発、普及するために、より多くの団体に環境教育プログラムを実施してもらうために助成を行います。助成事業に関しては、企画運営に関する報告が義務となります。詳しくは CNAC 事務局にお問い合わせください。

※各団体で実施するプログラムは、CNAC 発行の「海あそびレシピ」(30 プログラム)の中から選択ください。(以下のページより DL できます。<http://www.cnac.or.jp/recipe.html>)
該当するものがないと思われる場合は事務局へお問い合わせください。

(3) 助成対象期間

平成 30 年 8 月から平成 31 年 2 月末までの期間に実施する活動を対象とします。

4. 助成金額

(1) 助成金額

下記 8. の責務を実施して頂くことを条件に、1 団体 10 万円を上限として助成金を交付します。

(2) 助成対象費目

助成対象の活動に必要と認められる、下記の費用とします。

- 1) 器具・材料の購入費 (賃料を含む)
- 2) 人件費 (謝金等)
- 3) 資料・印刷費
- 4) 通信・運搬費
- 5) 会議費
- 6) 消耗品費

- ※ ①開催団体職員への謝金は認められません。
- ②団体自ら所有する施設を利用する際の利用料は対象外です。
- ②講座参加者は最低5名とします。
- ④その他判断のつかないものに関しては、事前に **CNAC** 事務局にお問い合わせ下さい。

5. 他の助成事業との重複

本助成事業と他の助成事業との重複申請については、事前に御相談下さい。

6. 応募方法等

(1) 応募方法

CNAC 所定の助成申請書〔様式—1、様式—2〕に必要事項を記入し、必要な添付資料と合わせて事務局（下記 13.）へ提出してください。（メール、郵送可能。ファックスは不可とします。）

申請書は **CNAC** のホームページ（<http://www.cnac.or.jp/>）からダウンロードできます。

なお、応募に必要な費用はすべて申請者に負担いただくものとします。また、提出された資料は、助成金の交付の可否に関わらず、返却しないことを御了承下さい。

(2) 応募締め切り

平成 30 年 7 月 20 日（金）（必着）

(3) 提出物

1) 助成申請書〔様式—1、様式—2〕：様式—1 には団体もしくは代表者の押印をお願いします。

2) 添付資料

- ・プログラムの内容が判る資料
- ・助成対象の活動内容に関する資料（企画書、開催案内、チラシ等）
- ・傷害保険・賠償責任保険の名称及び期間（コピーを添付ください）
- ・貴団体の旅費の計算根拠がわかるもの（規程など）（参考）

7. 助成の審査・決定

(1) 審査・決定

提出された書類について、**CNAC** 内に設置する「海辺の環境教育プログラム助成審査会」（以下、審査会という）により書類審査を経て決定します。必要があると認められる場合は、審査に先立って調査（ヒアリング等）を行うことがあります。なお、助成の決定にあたり、審査会は必要に応じ、助成を受ける団体に対し、活動内容について条件を付することができるものとします。

(2) 審査基準

審査においては、以下のような基準で判断を行います。

- 1) 助成の目的とプログラムの目的の合致
- 2) フィールドの活動を伴う活動の場合、安全管理のための保険への加入状況
- 3) 申請団体の活動実績
- 4) 活動への参加しやすさ
- 5) 活動の普遍性 など

(3) 審査結果の通知

審査結果（助成の可否、助成内容、助成条件等）は、平成 30 年 7 月中旬に申請者へ文書

により直接通知します。

(4) 請書の提出及び辞退

助成を受ける団体は、前項の規定による助成金交付の決定通知を受け、これを承諾した場合は10日以内にCNAC事務局に請書〔様式—3〕を提出してください。

なお、助成決定後に申請したプログラムの遂行が困難な事情が生じた場合には、その理由を附して速やかにCNAC事務局に辞退届けを提出してください。〔様式は任意〕

8. 助成を受ける団体の責務

助成を受ける団体は、以下の事項を実施することとします。

(1) 助成プログラムを実施するにあたって、「CNAC海辺の環境教育プログラム助成事業」から助成を受けている旨を明示すること(ポスターやチラシ等に明記すること)。

(2) 助成プログラムは助成対象期間内に完了すること。

(3) 助成プログラムが完了したときは、環境教育プログラム助成事業実施報告書〔様式—4〕を作成し、30日以内にCNAC事務局に提出すること。また、提出された実施報告書等については、CNACが公表・活用することを前提とします。

(4) 助成活動について、実施時には写真撮影を行い、環境教育プログラム助成実施報告書〔様式—4〕と共に提出すること。

(5) 活動を実施するにあたっては、参加者の健康・安全を確保するため次のような点に配慮し、適切な規模で活動を実施すること。

- 1) 参加者の体調と心の状態の把握
- 2) プログラム開催団体スタッフミーティングの実施
- 3) プログラム開催現場の事前下見の実施
- 4) プログラム開催スタッフおよび参加者全員の保険への加入
- 5) 指導者の適正な配置
- 6) 緊急時の対応方法にかかる事前検討
- 7) プログラムにおける諸注意事項の徹底

9. 助成金の支払い

(1) 助成を受ける団体から提出された実施報告書及び領収書原本の内容確認を行い、交付すべき助成金額を確認した後、「請求書」〔様式—5〕に基づき銀行口座に振り込みます。なお領収書原本の返送はいたしません。

10. 助成の減額及び取消

(1) 次の各号に該当したときは、審査会は助成の減額もしくは取消ができるものとします。

- 1) 助成の決定又はこれに付した条件への違反が認められた場合。
- 2) 助成活動が実施期間内に完了しなかった場合。
- 3) 助成対象者の責に帰すべき事情により助成活動を遂行することが出来なくなった場合。
- 4) 助成申請書に記載した、健康・安全及び環境に関する配慮が十分に払われなかった場合。
- 5) 助成申請書に虚偽の内容が含まれていた場合。
- 6) 助成活動の遂行に重大な支障を及ぼすと認められる事故が発生した場合。
- 7) 助成活動が所期の成果を収めることが困難になった場合。

(2) 前項の規定は助成金の交付があった後に判明した場合においても適用があるものとします。

11. 助成金の返還

審査会は上記 10.(2)により、助成金の交付後、助成の減額もしくは取消を行った場合には、助成金のうち取り消された部分にかかわる助成金について、期限を定めて返還させるものとします。

12. その他

本応募要領に明記無き事項で疑義が生じた場合は、審査会の判断により処理するものとします。

13. 提出先及び問い合わせ先となる事務局

NPO 法人 海に学ぶ体験活動協議会 (CNAC)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3 丁目 1 番 10 号

第 2 虎の門電気ビルディング 4 階 (一般財団法人みなと総合研究財団 内)

TEL. 03-5408-8299

URL. <http://www.cnac.or.jp/> E-mail. cnac@wave.or.jp

「平成 30 年度 CNAC 海辺の環境教育プログラム助成事業 事務局」

担当：中島、柏木、港

参 考

1. 海辺の環境教育プログラム助成事業審査は、企画運営部会で実施します。

●企画運営部会 構成員

2018.7.3 現在

| | |
|-------------------------|------------|
| 三好利和 (NPO 法人海に学ぶ体験活動協議会 | 代表理事) ※部会長 |
| 神保清司 (NPO 法人海に学ぶ体験活動協議会 | 副代表理事) |
| 小池 潔 (NPO 法人海に学ぶ体験活動協議会 | 副代表理事) |
| 池上正春 (NPO 法人海に学ぶ体験活動協議会 | 理事) |
| 海上智央 (NPO 法人海に学ぶ体験活動協議会 | 理事) |
| 菅原 茂 (NPO 法人海に学ぶ体験活動協議会 | 理事) |
| 檀野清司 (NPO 法人海に学ぶ体験活動協議会 | 理事) |
| 千足耕一 (NPO 法人海に学ぶ体験活動協議会 | 理事) |
| 中島正雄 (NPO 法人海に学ぶ体験活動協議会 | 事務局長) |